

玉名市長 高寄 哲哉 様

玉名市情報公開審査会  
会長 野崎 和義

公文書の不開示決定に関する異議申立てについて（答申）

平成26年6月6日付け玉市総第114－1号情報公開審査諮問書にて諮問されたことについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

玉名市長（以下「実施機関」という。）が平成26年5月8日付け玉市総第69－2号で行った不開示決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、不開示決定を取り消し、文書の開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、平成25年9月30日付けで異議申立人が作成した上申書の内容に関する玉名市の対応については、しかるべき文書が作成されていると考えられるというものである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関からの意見書の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件異議申立てに係る公文書開示請求の対象となる公文書（以下「対象文書」という。）は、作成していない。

(2) 異議申立人が作成した上申書は、当時の総務部長（以下「前部長」という。）の発言について書面で回答を求める趣旨のものであるが、前部長は異議申立人に対し、文書での回答を行わない旨を口頭で伝えている。

(3) 異議申立人が回答を求めたのは上申書に対する前部長の対応であるが、上申書の受付処理を行った部下が対応状況を記載する立場になかったこと、また、

部長である者が決裁の処理上決裁文書に修正があった場合は、口頭により指示を行うことが通例であって、直接文書に処理経過等を記載することはあまり見受けられず、このようなことがあいまって、公文書に処理経過を記載しなかった。

#### 4 審査会の判断

異議申立人の主張は、上申書の内容に関する玉名市の対応についてのしかるべき文書が作成されていると考えられるというものであるが、異議申立人からは現実に文書が作成されていること及び未開示の文書が現実に存在することを裏付ける資料等は何も提出されていない。

他方、実施機関においては、決裁処理の手續等の関係から異議申立人より提出された上申書に対する対応処理についても決裁文書等が作成されているとも考えられるところ、実施機関によれば、本件の場合は、前部長が異議申立人に対し、直接口頭で対応することとしたため、上申書を回覧したにとどまり、決裁文書等は作成していないとのことであった。

そこで、平成26年12月5日に前部長を参考人として、直接、意見聴取を行い、異議申立人からの上申書に対する対応処理関係を確認したところ、前部長によれば、異議申立人に対し直接口頭で対応したとのことであり、その対応に関する決裁文書等が作成されたことを窺わせる事情は何も見当たらなかった。

以上のことから、本件においては、本件対象文書の作成及びその存在を窺わせる事情を認めることはできず、本件対象文書は存在しないと判断するのが相当である。

なお、上記対応処理に係る手續事項の適否については当審査会の判断事項に属するものではない。

よって、本件請求に対する未開示文書は存在せず、実施機関が平成26年5月8日付け玉市総第69-2号で行った不開示決定は、妥当である。

玉名市情報公開審査会

会長 野崎 和義

委員 坂本 秀道

委員 木村 總子

委員 田中 智恵美